第７回鞠智城跡
「特別研究」
成果報告会

発表レジュメ集

平成31年（2019年）３月17日（日）
12:40～17:30
くまもと県民交流館
パレア　パレアホール

主催　熊本県教育委員会　後援　熊本県文化財保護協会

第７回

鞠智城跡「特別研究」成果報告会

日時：平成３１年３月１７日（日）　12:40～17:30
場所：くまもと県民交流館パレア　パレアホール（テトリアくまもとビル10F）
主催：熊本県教育委員会
後援：熊本県文化財保護協会

日　程

12:40　オープニング
映像上映、ころう君出演

13:00　開会
あいさつ　熊本県副知事　小野 泰輔
来賓紹介

13:10　基調講演　13:10～14:10
「史跡をめぐる新しい文化財の保存・活用への動き」
禰冝田 佳男（文化庁文化財第二課 埋蔵文化財部門 主任文化財調査官）

14:15　報告①　14:15～14:55
「古代の烽ネットワークと鞠智城」
大高 広和（福岡県世界遺産室　文化財専門職）

14:55　休憩　14:55～15:10

15:10　報告②　15:10～15:50
「平安時代の鞠智城周辺の国内情勢」
里舘 翔大（明治大学大学院博士後期課程）

15:50　報告③　15:50～16:30
「日韓古代山城の水門構造からみた鞠智城」
主税 英徳（基山町教育委員会　文化財専門職）

16:30　報告④　16:30～17:10
「日本古代の兵庫と鞠智城」
林 奈緒子（東京大学大学院博士課程）

17:10　講評　17:10～17:30
小畑 弘己（熊本大学大学院人文社会科学研究部教授）
佐藤 信（大学共同利用機関法人人間文化研究機構理事・東京大学名誉教授）

第７回鞠智城跡「特別研究」成果報告会
平成31年3月17日　於　くまもと県民交流館パレア　パレアホール

史跡をめぐる新しい文化財の保存・活用への動き

禰冝田佳男（文化庁文化財第二課）

1　はじめに

2　改めて確認しておくこと

（1）遺跡≒埋蔵文化財とは？

○文化財保護法第９２条「土地に埋蔵されている文化財」、全国に約46万箇所

（2）史跡とは？

○文化財保護法第１０９条「貝づか、集落跡、城跡、古墳などの遺跡のうち歴史・学術上価値の高いもの」、全国に約1,800箇所（埋蔵文化財の0.4%）

3　史跡鞠智城跡の現状

○史跡整備されている（建物復元）

○ガイダンス施設ができている

4　史跡や文化財を取り巻く環境の変化

（1）人口減、少子高齢化、税収減

○日本の社会構造は「右肩上がり」型、現在の文化財保護行政も「右肩上がり」型

○いずれ右肩下がりの社会に移行する、史跡の整備・活用も新たな段階にいくことが予想される

（2）文化財保護法の改正（2019年4月1日）

○人口減社会のなかで適切に文化財保護を進めるための施策として

○文化財を観光資源にも活用しようとする施策として

5　これからの鞠智城跡を考える

○これ以上、新たなことはしなくてもいいのかもしれない

すでに、地域住民の方々の憩いの場として一定の役割を担っている

→整備された指定地、ガイダンスがあるので、それをもっと生かす工夫を！

○継続的な調査研究の実施

鞠智城跡は古代山城のなかでも最新情報の宝庫

→最新の調査・研究の成果を展示・パンフレット等に生かす（補助事業として）

→研究者・専門職員だけでなく地域住民（みなさん）も研究の主体者に

○これからの「整備」のあり方を模索する

ハード整備・ソフト整備ともに「メンテ」が必要ななかで何をするのか？

○鞠智城跡の存在の周知

さらなる地域で情報発信を

6　オンリーワンの史跡を目指して！

○「史跡」、「みなさん」、「熊本県専門職員」の緊密なトライアングルの構築

古代の烽ネットワークと鞠智城

福岡県世界遺産室　大高広和

はじめに

『日本書紀』天智天皇三年（664）是歳条

於二対馬島・壱岐島・筑紫国等一、置二防与一レ烽。又於二筑紫一、築二大堤一貯レ水、名曰二水城一。

…鞠智城もほぼ同時期に築かれたと考えられる大野城や基肄城の築城記事の前年。

663 年の白村江での大敗をうけ、水城や防（防人）とともに烽を国家的に整備。

→古代山城と烽は密接な関係（鞠智城も烽と関係する可能性のある地名や伝承あり）。

○トビ地名に着目した烽ネットワークの復元の可能性【大高 2018】

⇒熊本県域における烽ネットワークを復元し、その中での鞠智城の位置づけを考察。

1．古代の烽の立地と地名

（1）史料にみる烽の基本的性格

烽の遺構は未発見で、実態は不詳。養老軍防令（66～76 条）による。

〔間隔〕40 里（約 21km）。ただし相互に視認できることが優先。

…21km もの間隔での運用は困難で、実際はより狭い間隔で設置されていたか。

〔構造〕昼は煙、夜は火を起こすための烽火施設が三つ（その数で合図を伝える）、遠くから判別できるよう 25 歩（45m）以上離して設定（地形によっては区別できれば可）

…ほかに発火材の保管施設や烽長・烽子の詰所などの設置場所が近隣に必要。

※烽火施設の実態は不詳。土坑などの簡素な形態であった可能性も。

〔運用・体制〕烽を挙げても次の烽に反応のない場合は烽子が走って知らせる。

→交通路に近接している必要。高山の山頂は不適。

⇒これらの令の規定が実態に合致するものであったかは検証が必要。

具体的には、規定よりも短い立地間隔で、粗末な形態の烽火施設であった可能性。

（2）烽の立地類型

高い山の頂上ではなく、前後の烽への見通しと交通路との関係が重要

○Ⅰ類［低山型］・Ⅱ類［山越え型］・Ⅲ類［沿岸型］

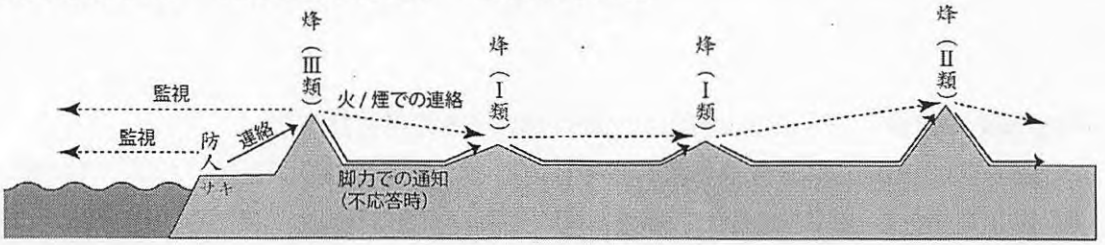

第５図　烽の立地と連絡構造模式図

（3）烽の名称と想定地の地名

『和名類聚抄』や『万葉集』『古今和歌集』→古代において烽は「とぶひ」

※『日本書紀』の訓に「ススミ」の例もあり。

飛山（とびやま）城跡（栃木県宇都宮市）…「烽家」墨書土器。唯一確実な烽の存在を裏づける遺跡

→現段階で確実に古代烽に由来する可能性のある「トビ」地名に着目する必要

※特に「トビ（飛・鳶など）」「トミ（富など）」を冠する地名のうち、「トビヤマ」「トビツカ」「トビクマ」など烽に由来する蓋然性が高いと判断される地名。「トビノオ」も「烽の尾」か。

⇒従来烽の遺称地として有力視されている「ヒノヤマ」系の地名・山名もあわせ、烽関連地名の立地等を検討し、烽ネットワークの復元を試みる。

2．熊本県域の烽関連地名

小字や山・神社・中世山城の名称等から烽候補地を探し、烽の立地としての妥当性を検討。

※ 鞠智城跡西側土塁線北側の「涼みヶ御所」（167.5m）、西側土塁線中央付近の最高所「灰塚」（165.5m）の存在から、「ススミ」「灰塚」地名もあわせて検討。

↓

第1表・第7図

…南関町下坂下の坂下城（「トビノヲの城」）、和水町用木の「富尾」、同町下津原の飛尾社（現阿蘇神社）、山鹿市の日岡山、荒尾市宮内の日嶽、長洲町の飛ヶ浦、玉名市開田の日嶽、同市富尾、菊池市泗水町富納・飛熊など、熊本市北区植木町の富応、同市北区徳王の富尾畑および西区池田の富尾、同市西区の花岡山（朝日山）、同市城南町東阿高の飛尾、宇城市小川町南小川の日嶽、上天草市大矢野町の飛岳（ヒダケ）、同市龍ヶ岳町の樋島、苓北町の富岡などが、烽想定地として有力か。

3．肥後国の烽ネットワークと交通路

・2での検討により、「延喜式駅路」ルートおよび「車路」ルート、それ以外の交通路（玉名郡など）および沿岸部（有明海・島原湾沿岸）において、従来に比べてより密で具体的な烽ネットワークの存在が推察された。

・各ルート・エリアの烽は、7世紀後半の設置当初から複線的なネットワークとして並存か。

・一方今回の検討では、烽ネットワークが薩摩・大隅国方面まで伸びていた痕跡は見出せず。

・鞠智城の「灰塚」や「涼みヶ御所」が烽に関係するかは依然不明

…他の古代山城周辺の烽関連地名を参考にすると、日岡山に烽が存在した蓋然性は高い。

※日岡山（313m）は、鞠智城の西側外郭線から西に約4km。『肥後国誌』に、鞠智城の米原長者が一日で田植えを終わらせるために日岡山に油三千樽で火を付け、田植えは終わったものの天罰で夜に「火の

輪」が出て長者の屋敷・倉庫から日岡山まで一円灰燼となったという伝説がある。

⇒鞠智城はこれらの烽ネットワークと確かに接続・連携。

おわりに

・熊本県域では比較的有力な烽関連地名を多く見出すことができたが、烽候補地の詳しい踏査・発掘調査などによる、烽の物的証拠、特に遺構発見が望まれる。

・有志による地元の烽の調査・探索活動にも期待したい。

【参考文献】

大高広和 2018 「古代の烽想定地に関する試論」佐藤信編『史料・史跡と古代社会』吉川弘文館

第７図　熊本県古代交通路図と地名

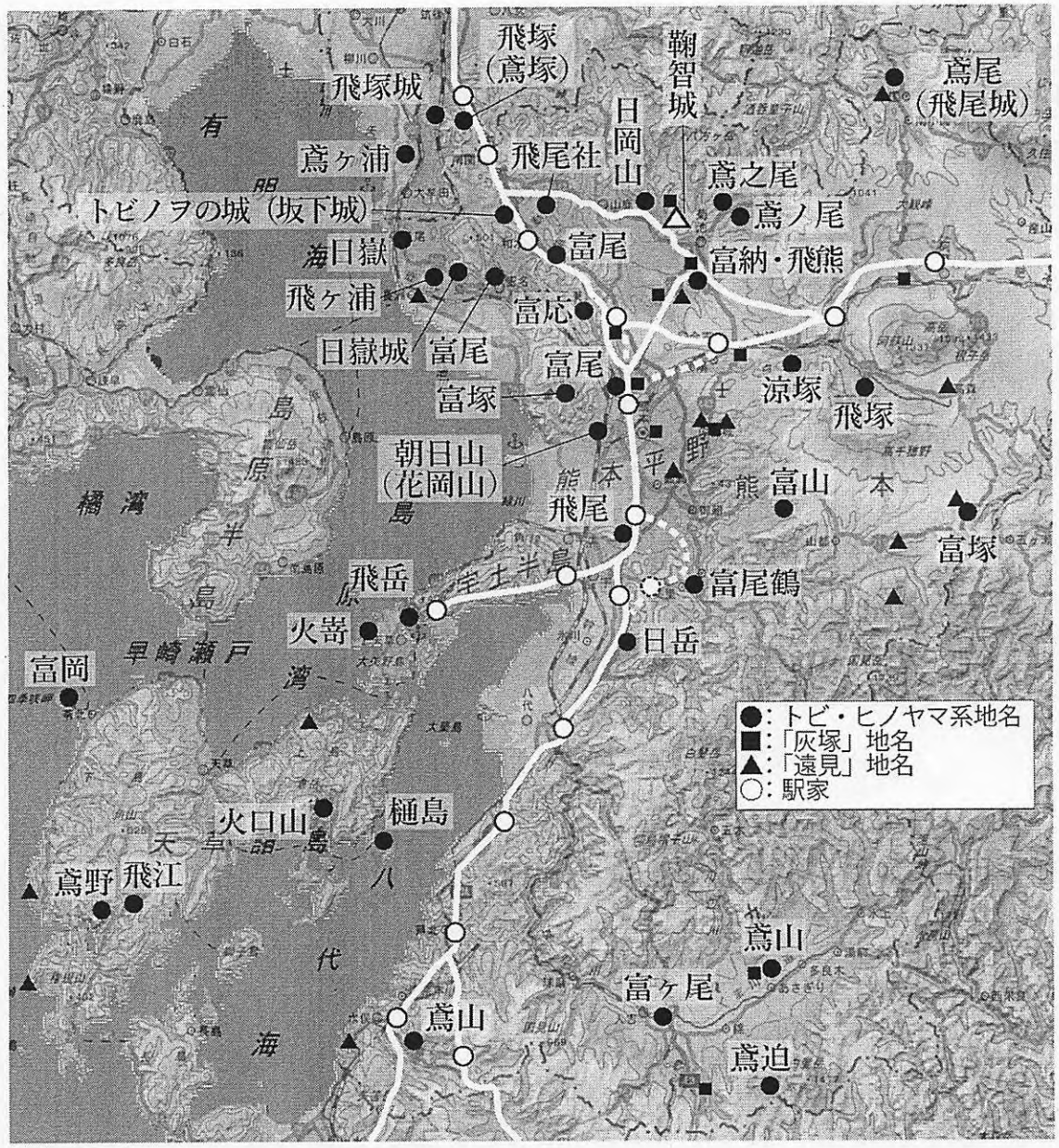
飛塚城
飛塚
(鳶塚)
鞠智
城
鳶尾
(飛尾城)
日岡
山
鳶ヶ浦
飛尾社
鳶之尾
トビノヲの城（坂下城）
鳶ノ尾
日嶽
富尾
富納・飛熊
飛ヶ浦
富応
日嶽城
富尾
富尾
涼塚
富塚
飛塚
朝日山
(花岡山)
富山
飛尾
富塚
飛岳
富尾鶴
火嵜
日岳
富岡
火口山
樋島
鳶野
飛江
鳶山
富ヶ尾
鳶山
鳶迫
●：トビ・ヒノヤマ系地名
■：「灰塚」地名
▲：「遠見」地名
○：駅家

第１表　熊本県域における古代烽関連地名表

地名	カナ(読み)	旧村名	旧郡	現市町村(合併前)	備考
(トビノヲの城)	ﾄﾋﾞﾉｦ	(下坂下)	玉名郡	南関町	中世の坂下城の別名。
日嶽	ﾋﾀﾞｹ	宮内村	玉名郡	荒尾市	小字調査書は「日焼(ヒタケ)」とする。日嶽(52m)あり。
上飛ヶ浦	ｶﾐﾄﾋﾞｶﾞｳﾗ	永塩村	玉名郡	長洲町	隣接して「下飛ヶ浦」もあり。
遠見下	ﾄｵﾐｼﾀ	清源寺村	玉名郡	長洲町	近世番所か。
富尾村	ﾄﾐﾉｵﾑﾗ	—	玉名郡	玉名市	金比羅山にノロシ伝承あり。
富尾	ﾄﾐｵｳ	用木村	玉名郡	和水町(菊水町)	隣接して「南富尾」もあり。村図では「北富尾」。
(飛尾社)	(ﾄﾋﾞｵ)	下津原村	玉名郡	和水町(菊水町)	現阿蘇神社の中世の名称。
(日嶽城)	ﾋﾀｹ	(開田)	玉名郡	玉名市(岱明町)	鶴城(201m)と亀城(92m)あり。
上日ノ岳	ｶﾐﾋﾉﾀｶ	下内田村	山鹿郡	山鹿市(菊鹿町)	隣接して「下日ノ岳」あり。日岡山(312m)あり。
(灰塚古墳)	ﾊｲﾂﾞｶ	(池永)	山鹿郡	山鹿市(菊鹿町)	合瀬川古墳。
鳶ノ尾	ﾄﾋﾞﾉｦ	原村	菊池郡	菊池市	
鳶之尾	ﾄﾋﾞﾉｦ	霊野村	菊池郡	菊池市	
灰塚	ﾊｲﾂｶ	赤星村	菊池郡	菊池市	
富納村	ﾄﾐﾉｳﾑﾗ	—	合志郡	菊池市(泗水町)	近隣に「飛鳥」「吉富」もあり。
遠見塚	ﾄｵﾐﾂｶ	栄村	合志郡	合志市(合志町)	
(灰塚)	ﾊｲﾂﾞｶ	(御代志)	合志郡	合志市(西合志町)	明治5年の村名かつ現存地名。
灰塚村	ﾊｲﾂﾞｶﾑﾗ	—	合志郡	大津町	
富応村	ﾄﾐﾉｦﾑﾗ	—	山本郡	熊本市(植木町)	
灰塚原	ﾊｲﾂﾞｶﾊﾙ	改寄村	飽田郡	熊本市(北部町)	
富尾畑	ﾄﾐｦﾊﾀ	徳王村	飽田郡	熊本市(北部町)	村誌では「富尾」。池田村「富尾」と一連。
富尾	ﾄﾐﾉｦ	池田村	飽田郡	熊本市	
灰塚	ﾊｲﾂﾞｶ	亀井村	飽田郡	熊本市	
(朝日山)	ｱｻﾋﾔﾏ	(横手)	飽田郡	熊本市	花岡山(133m)の別名。
富塚	ﾄﾋﾞﾉﾂｶ	嶽村	飽田郡	熊本市(河内町)	
灰塚	ﾊｲﾂｶ	健軍村	託麻郡	熊本市	
灰塚	ﾊｲﾂﾞｶ	寺迫村	上益城郡	益城町	隣接して「灰塚ノ前」「遠見塚」あり。
遠見塚	ﾄｵﾐﾂｶ	寺迫村	上益城郡	益城町	隣接して「灰塚」あり。
遠見塚	ﾄｵﾐﾂｶ	木山村	上益城郡	益城町	安永村「遠見塚」と近接。
遠見塚	ﾄｵﾐﾂｶ	安永村	上益城郡	益城町	木山村「遠見塚」と近接。
遠見塚	ﾄｵﾐﾂｶ	井寺村	上益城郡	嘉島町	村内に「富屋敷」あり。
富山	ﾄﾐﾔﾏ	島木村	上益城郡	山都町(矢部町)	
遠見塚	ﾄｵﾐﾂｶ	貫原村	上益城郡	山都町(清和村)	
遠見山	ﾄｵﾐﾔﾏ	緑川村	上益城郡	山都町(清和村)	遠見山(1268m)あり。
飛尾	ﾄﾋﾞﾉｦ	東阿高村	下益城郡	熊本市(城南町)	隣接して「南飛尾」あり。飛尾横穴群。
富尾鶴	ﾄﾐｦﾂﾙ	萱野村	下益城郡	美里町(中央町)	村内に「富屋敷」あり。
日嶽	ﾋﾀﾞｹ	北海東村	下益城郡	宇城市(小川町)	現南小川日岳(243m)。
鳶山	ﾄﾋﾞﾔﾏ	長野村	葦北郡	水俣市	隣接して「下鳶山」あり。
遠見	ﾄｳﾐ	袋村	葦北郡	水俣市	近世番所由来。
遠見塚	ﾄｵﾐﾂｶ	黒渕村	阿蘇郡	小国町	
鳶尾	ﾄﾋﾞﾉｦ	下城村	阿蘇郡	小国町	中世飛尾(鳶ノ尾)城あり。
涼塚	ｽｽﾞﾐﾂｶ	鳥子村	阿蘇郡	西原村	
灰塚	ﾊｲﾂﾞｶ	黒川村	阿蘇郡	阿蘇市(阿蘇町)	隣接して「中・東・西灰塚」「灰塚尻」あり。
飛塚	ﾄﾋﾞﾂﾞｶ	河陰村	阿蘇郡	南阿蘇村(久木野村)	
遠見塚	ﾄｵﾐﾂｶ	高森村	阿蘇郡	高森町	
富塚	ﾄﾐﾂﾞｶ	宮尾村	阿蘇郡	山都町(蘇陽町)	塩出迫村の「遠見塚」に隣接。現上益城郡。
遠見塚	ﾄｵﾐﾂｶ	塩出迫村	阿蘇郡	山都町(蘇陽町)	宮尾村の「富塚」に隣接。現上益城郡。
富ヶ尾	ﾄﾋﾞｶﾞｦ	人吉村	球磨郡	人吉市	
灰塚	ﾊｲﾂｶ	大畑村	球磨郡	人吉市	
鳶迫	ﾄﾋﾞｻｺ	木上村	球磨郡	錦町	村内に「雀迫」もあり。
鳶山	ﾄﾋﾞﾔﾏ	須恵村	球磨郡	あさぎり町(須恵村)	
灰塚	ﾊｲﾂｶ	深田村	球磨郡	あさぎり町(深田村)	
飛岳	ﾋﾀﾞｹ	登立村	天草郡	上天草市(大矢野町)	
火岳	ﾋｻｷ	上村	天草郡	上天草市(大矢野町)	
(樋島)	(ﾋﾉｼﾏ)	—	天草郡	上天草市(龍ヶ岳町)	
遠見岳	ﾄｵﾐﾀｹ	赤岳村	天草郡	天草市(有明町)	俗に「ツンダケ」。近世番所由来。
火口山	ﾋｸﾁﾔﾏ	棚底村	天草郡	天草市(倉岳町)	
遠見番	ﾄｵﾐﾊﾞﾝ	大江村	天草郡	天草市(天草町)	近世番所由来。
飛江	ﾄﾋﾞｴ	新合村	天草郡	天草市(河浦町)	
鳶野	ﾄﾋﾞﾉ	河浦村	天草郡	天草市(河浦町)	
遠見	ﾄｵﾐ	牛深村	天草郡	天草市(牛深市)	近世番所由来。遠見山(217m)あり。
遠見岳	ﾄｳﾐﾀｹ	魚貫村	天草郡	天草市(牛深市)	隣接して「西・南・北遠見岳」あり。近世番所、遠見岳(223m)あり。
遠見番	ﾄｵﾐﾊﾞﾝ	大江村	天草郡	天草市(天草町)	近世番所由来。
富岡町	ﾄﾐｦｶﾏﾁ	—	天草郡	苓北町	富岡城。近世には烽火台あり。

※「旧郡」「旧村名」および「地名」の括弧のないものは明治 15 年調査時のもので、括弧を付した「地名」はそれ以外の地名等である。「旧村名」で括弧を付したものは現在の大字。カナは基本的には小字調査書に従った。

古代の烽ネットワークと鞠智城

福岡県世界遺産室　大高広和

鞠智城もほぼ同時期に築かれたと考えられる大野城や基肄城の築城記事の前年、天智天皇三年（664）に対馬・壱岐・筑紫国等で防（防人）と烽を置き、また筑紫に水城を築いたことが『日本書紀』にみえる。663年の白村江での大敗をうけた国家的整備を物語るものだが、古代山城と烽が密接な関係にあることが窺われる。鞠智城にも烽と関係する可能性のある地名や伝承があるが、大宰府や都まで連なるネットワークとしての烽の実態については検討が不十分で、本報告ではトビ地名およびヒノヤマ地名とそれらの立地を主な手がかりに、熊本県域における烽ネットワークの復元を試みた。

結果、熊本県域では比較的有力な烽関連地名を多く見出すことができ、「延喜式駅路」ルートおよび「車路」ルート、それ以外の交通路（玉名郡など）および沿岸部（有明海・島原湾沿岸）において、従来に比べてより密で具体的な烽ネットワークの存在が窺われた。「延喜式駅路」ルートの烽が9世紀になって設置されたものとは考えづらいので、各ルート・エリアの烽は、7世紀後半の設置当初から複線的なネットワークとして並存していたと想定される。なお、今回の検討では烽ネットワークが薩摩・大隅国方面までつながっていた痕跡は見出せなかった。また、鞠智城西側外郭線上に存在する「灰塚」や「涼みヶ御所」の地名についても類例の検討を行ったが、烽に関係する地名であるという積極的根拠を見出すには至らなかった。他の古代山城周辺の烽関連地名も参考にすると、西側外郭線から西に約4kmにある日岡山に烽が存在し、これが鞠智城と深く関わるものとみられる。上記の烽ネットワークの中に鞠智城は確かに位置づけられる。

今回の烽ネットワークの復元からも、実態としては、律令規定の21km間隔よりも狭い間隔で烽が設置されたと想定される。そのことを証明するためにも、まずは一刻も早い古代の烽の遺構の発見が望まれる。

2019年3月17日

平安時代の鞠智城周辺の国内情勢

里舘 翔大（明治大学大学院）

○はじめに―平安時代の鞠智城研究―

・鞠智城は、7世紀第3四半期～10世紀第3四半期まで存続していた。
　→8世紀第4四半期以降、防衛拠点から食糧備蓄機能へ。
・鞠智城の史料は文武2年（698）・天安2年（858）に三件、元慶3年（879）。
　→文武2年の修繕記事を除けば、9世紀後半の記事は「菊池城院」の「兵庫」鳴動や「不動倉十一宇」の焼失記事。

⇒「兵庫」鳴動・対外関係史と不動倉・食糧備蓄機能という二つの視点から考察。

①対外関係

・「兵庫」鳴動記事は、9世紀後半の貞観・寛平年間の新羅海賊の活動という対外関係の危機感を示す［加藤 2016］。
・9世紀後半は、有明海方面にも危機感が移り、鞠智城が「改めて」防衛拠点の一つとして認識された時期であり［石井 2012］、機能の主体が備蓄から、再び城としての防衛機能へと移った［野木 2017］。

↕　↕　↕

・一方で、すでに機能の主体は食糧備蓄であり、鞠智城の管理は菊池郡が行なっており、有明海より東に約30kmの内陸部に鞠智城が位置する点。
・また、『類聚三代格』の弩師配置の史料によれば、肥後国の弩師配置は昌泰2年（899）4月5日と9世紀最末期な上に、ほかの諸国よりも一番遅い点。
　→対外危機と鞠智城の存続を直接結びつけることには疑問［榎本 2017］。

実際に、創建当初のように防衛拠点として認識されていたかは疑問。しかし、「兵庫」鳴動が対外危機を示す装置として働いていたことまでは否定できない。

②食糧備蓄機能

・不動倉とは：動用倉が満ちたら、一定の時期を経て不動倉となり、同一ブロック内で不動倉ができたら、別のブロックで貯蓄が開始される［渡辺 1989］。
・8世紀後半～末に菊池川中流域において古代集落が展開し、生産力が向上。
　→鞠智城は貯蔵施設として期待されるようになる［能登原 2014］。
・史料上、「菊池城院」とあり、郡家の正倉院のように一院を構成している。
　→9世紀以降は備蓄機能が主体。兵糧や天変地異に備えられた［赤司 2016］。
・大宰府跡から出土した天平期の木簡によれば、基肄城の稲穀が大宰府の管理の下、筑前・筑後・肥の各国に班給された。

→鞠智城も同様に、西海道全体に関わる機能を果たしていた可能性が指摘される［佐藤 2014］。

・為班給筑前筑後肥等国遣基肄城稲穀随　大監正六位上田中朝×

264×34×6　011（『木簡研究』9）

平安時代の鞠智城は備蓄機能が主体であり、実際に不動倉が存在していた
⇒しかし、①対外関係の視点に比べ、不動倉・不動穀の視点、それを誰が管理していたのかという視点、いわば国内情勢から平安時代の鞠智城を考えた研究は少ない。本報告では、これらの視点から廃城までのプロセスを追う。

○鞠智城の不動穀利用の想定

・災害における不動穀の利用の記録として、次の史料が有名である。

【史料 1】『日本三代実録』貞観 11 年（869）7 月 14 日庚午条

是日、肥後国大風雨。飛二抜樹一、官舎・民居転倒者多。人畜圧死不レ可二勝計一。潮水漲溢、漂二没六郡一。水退之後、捜二官物一、十失二五・六一焉。自レ海至レ山、其間田園数百里、陥而為レ海。

【史料 2】『日本三代実録』貞観 11 年 10 月 23 日丁未条（太字傍線は筆者）

是日、勅曰、妖不二自作一、其来有レ由。霊譴不レ虚、必応二粧政一。**如レ聞、肥後国迅雨成レ暴、坎徳為レ災**。田園以レ之淹傷、里落由レ其蕩尽。夫一物失レ所、思切二納隍一。千里分レ憂、寄二帰牧宰一。疑是皇猷猶鬱、吏化乖レ宜。方失二叵心一、致二此変異一歟。昔周郊偃苗、感レ罪レ己而弭レ患。漢朝壊室、拠レ修レ徳以攘レ災。前事不レ忘、取レ鑑在レ此。宜下施二以徳政一、救中彼凋残上。**令下大宰府其被害尤甚者、以二遠年稲穀四千斛一周給上之。勉加二存恤一、勿レ令レ失**。又壊垣・毀屋之下、所レ有残屍・乱骸、早加二収埋一、不レ令レ露。

⇒肥後国では、官舎・民家は崩れ、人民・家畜は数えられないほど死に、河川の氾濫によって六郡、田園数百里が水没し、官物の五～六割が喪失【史料 1】。そこで、「遠年稲穀」＝不動穀 4000 斛を被災地に周給するよう、中央政府から大宰府に命が下る【史料 2】。

この不動穀の出どころの中に、鞠智城の不動穀も含まれていたのではないか。

・しかし、史料上、鞠智城どころか、どこの不動穀を利用するかまでは不明。

・そもそも、被災地の国の不動穀を利用するのかという批判も当然ある。

→だが、鞠智城は丘陵上にあり、河川の氾濫にも影響を受けない。

→また、不動穀を損なったという記録もみられない。

⇒台風の被害に遭わなかった蓋然性が高い。遠年の儲けである不動穀が被害を受ければ、その旨も中央政府側に伝わっているはず。

⇒事は一刻を争う状況のため、被災国にもかかわらず、迅速に対処する最良の手段として、鞠智城の不動穀が用いられていても不思議ではない。その後、他国からの不動穀も周給されたのではないか。

○不動穀・不動倉の「開用」と管理主体と管理の重層性

・前節：鞠智城の不動穀が周給された可能性を指摘。また、9世紀後半における新羅海賊たちの動向と対策から、兵糧としても期待されたか。

⇒この想定がかなえば、緊急事態とはいえ、【中央政府→大宰府→（菊池郡→）鞠智城】という行政命令の執行過程の形成を想定できる。現地管理は菊池郡であっても、非常事態での不動穀使用の最終決定権は大宰府が持つ。

⇔しかし、本来、鞠智城の不動穀を使用する場合の執行過程は、【中央政府→大宰府→肥後国→菊池郡→鞠智城】となるはず。国（国司）が不動穀の管理に携わっていた理由を次の「開用」から考える。

【史料3】『類聚三代格』巻8、不動動用事、貞観8年（866）12月8日太政官符

太政官符（カギ括弧は筆者）

応レ禁二制輒開一用不動穀一事

右、不動之物国家貯積。非レ有二官符一何輒開用。而頃年之間、諸国司等寄二事公用一、不レ待二報符一、且言且開。須下加二科責一令上レ慎二将来一、官量二権宜一、許而不レ責。積習為レ常。寔可二懲粛一。右大臣宣、「奉レ勅、宜二早下知莫一レ令二更然一。若猶不レ悛、科以二違勅一。不二曽寛宥一。」

貞観八年十二月八日〈三代実録第十三〉

⇒不動穀は「国家貯積」の物であり、太政官符＝報符＝太政官の許可が無ければ、たやすく不動倉を「開き」、不動穀を「用いる」ことはできない。しかし、諸国の国司は公用と称して、勝手に「開用」してしまう。そこで、規制を強化する。

不動倉・不動穀の「開用」は、原則として国司が太政官の許可を取らなければならない。鞠智城も例外無く、「開用」の権限・管理は国司が有していたはず。
⇒本来の執行過程は【中央政府→大宰府→肥後国→菊池郡→鞠智城】であり、国司も鞠智城の管理に重層的に関わっていた。
⇒しかし、【史料1】・【史料2】から、官物が喪失する程の緊急事態であったため、このときは、大宰府が直接、菊池郡・鞠智城に命を下したと考える。

○肥後国府の変遷と鞠智城の衰退

・本報告で強調したい点は、肥後国府の興隆と鞠智城の衰退・廃城に至る経緯はリンクしているという点。

・また、前節で述べた、鞠智城は大宰府・国・郡と重層的に管理されている点。

・肥後国府は、《託麻郡（7世紀末か8世紀中頃）→益城郡（9世紀中頃）→飽田郡（10世紀30年代以前か11世紀初頭か12世紀）》という変遷があったと考えられてきた。

⇔託麻国府想定地（「国府」の字名を持つ）を200回近く調査しても、国府とみられる遺跡が出ないことから、託麻国府の想定に懐疑的な意見もある[網田2018]。

→網田氏の想定：7世紀末（国府の前身としての鞠智城。8世紀前半に国府の機能を南に遷したとしたら託麻郡もありうるヵ）→8世紀中頃～9世紀前半（肥後国府の成立。熊本駅周辺の二本木遺跡群第13次調査区で飽田郡）→9世紀後半（【史料1・2】による河川＝白川の氾濫から、飽田郡から南下した益城郡に一時国府を遷したヵ）→10世紀前半以降（飽田、二本木遺跡）

・10世紀前半以降：鞠智城の機能が衰退し廃城に至る時期。同時に肥後国府が飽田郡に常置されると考えられる時期。また、受領制度が本格的に展開する時期。

⇒肥後国府の興隆と鞠智城の廃城は相互にリンクしている。また、「開用」の視点から考えた先の重層的な執行過程からも、国司が鞠智城の管理に参加していたことは十分に想定できる。国府（国司）と城はリンクしている。

《※たとえば：大廻小廻山城と備前国府、鬼ノ城と備中国府、城山城と讃岐国府》

・託麻国府の存否問題は難しいが、国府の前身としての鞠智城という網田氏の想定は考えられないか。問題は、肥後国府が鞠智城よりも南に位置する点。

・鞠智城は、筑紫君と肥(火)君の本拠である菊池平野一帯に築かれた[宮川2013]。また、鞠智城は交通の要衝としても機能していた。

⇒交通面のみならず、政治面においても適した拠点であった。それが、養老年間の隼人征討の結果、南九州への支配が進み、肥後国府が鞠智城よりも南に築造されたのではないか。

政治拠点が、鞠智城から南に新たに築造された肥後国府（託麻か飽田かで議論）に移ったため、8世紀第1四半期以降、つまり、鞠智城Ⅲ期以降は機能が低下していったのではないか。
⇒防衛・政治的機能を持った拠点から、食糧備蓄機能を持った拠点へ。

・赤司善彦「古代山城の建物」（『律令国家と西の護り、鞠智城』熊本県教育委員会、2016）。
・網田龍生「肥後の国府と鞠智城」（『古代山城に関する研究会「古代の肥後と鞠智城」』熊本県教育委員会・菊池市教育委員会、2018）。
・石井正敏「東アジア史からみた鞠智城」（『ここまでわかった鞠智城』熊本県教育委員会、2013）。
・榎本淳一「東アジア世界の変貌と鞠智城」（『鞠智城の終焉と平安社会』熊本県教育委員会、2017）。
・加藤友康「平安期における鞠智城」（『鞠智城シンポジウム2015成果報告書 律令国家と西の護り、鞠智城』熊本県教育委員会、2016）。
・佐藤　信「鞠智城の歴史的位置」（『鞠智城跡Ⅱ』熊本県教育委員会、2014）。
・野木雄大「十世紀における国家軍制と鞠智城」（『鞠智城と古代社会』5、2017）。
・能登原孝道「菊池川中流域の古代集落と鞠智城」（『鞠智城跡Ⅱ』熊本県教育委員会、2014）。
・宮川麻紀「菊池城築城の背景」（『鞠智城と古代社会』1、2013）。
・渡辺晃宏「平安時代の不動穀」（『史学雑誌』98-12、1989）。

平安時代の鞠智城周辺の国内情勢

里舘　翔大

従来、平安時代の鞠智城は、対外関係（特に九世紀後半の新羅海賊の動向）を中心に検討されてきた。

しかし、対外関係の視点に比べ、国内情勢から鞠智城を考える視点が少ないため、本報告では、国内情勢、とりわけ、不動倉・不動穀の「開用」と肥後国府の変遷という視点から、平安時代の鞠智城がどのように機能し、管理され、廃城に至るかを検討した。

従来、不動倉の存在とそのおおよその機能は指摘されてきたが、本報告では、改めて災害時の賑恤での不動穀周給機能を想定した。そして、緊急時には、[中央政府→大宰府→菊池郡→鞠智城]という行政命令の執行過程を経て、鞠智城の不動穀が周給されることを想定した。しかし、あくまでも緊急時であり、通常時の執行過程は［中央政府→大宰府→肥後国→菊池郡→鞠智城］であることを想定した。

また、肥後国府の変遷における最新の研究成果を踏まえ、網田氏の説く、肥後国府の前身としての鞠智城を支持した。山城と国府の位置関係が連関しあっていたこと、鞠智城の築城の政治的背景、養老年間の隼人征討を取りあげ、鞠智城Ⅰ期～Ⅲ期の興隆と衰退は肥後国府の分置＋成立とリンクしていることを指摘した。隼人の征討を経て、国府の機能が鞠智城から肥後国府へと移ったため、鞠智城の防衛的・政治的機能が衰退したのである。

10世紀前半以降、飽田郡に肥後国府が常置され、受領制度が展開していくこととリンクして、鞠智城は衰退・廃城に至る。

以上から、鞠智城の大元の管理は大宰府であるが、Ⅰ期・Ⅱ期に国府の前身としての機能を有していたことと、Ⅳ期・Ⅴ期の不動倉・不動穀「開用」の視点から、国司、及び現地管理者として郡司も鞠智城の管理に関与していたと想定した。つまり、鞠智城は通時代的に［中央政府→大宰府→肥後国→菊池郡→鞠智城］という重層的な管理システムが認められる。

日韓古代山城の水門構造からみた鞠智城

主税　英徳（基山町教育委員会）

1．はじめに

古代山城における「水」
→　維持管理していく上で重要な要素の一つ

2．研究史と問題の所在

（1）研究史

①鞠智城に関する考古学研究

→　本研究で対象とする「水門構造」は、「遺構」に関する研究に該当する。

※水門構造とは…
（第1図）

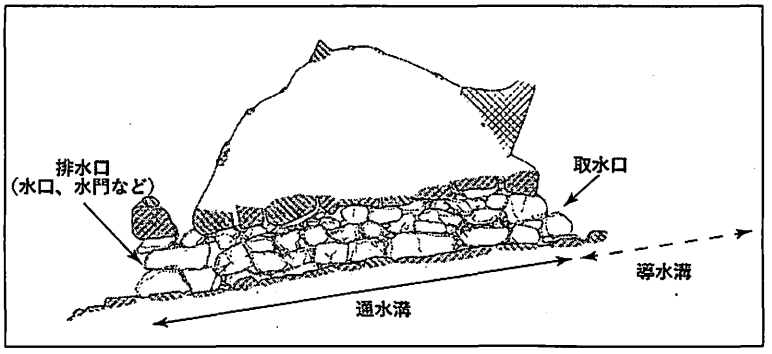

第1図　水門構造概念図

②水門構造に関する研究略史

【日本】
・各々の古代山城の調査報告書を中心に取り上げられる。
・日本古代山城の水門構造に関する基礎的データの集成（基肄城築造1350年実行委員会2015）。
・水門構造に関わる石積遺構を対象として、朝鮮式山城と神籠石系山城の各々の類例を比較・検討（南2015、2016）。

【韓国】
・集水施設や用水施設、貯水施設などの山城における水関連施設の一つとして、水門構造が取り上げられる（グォン・スンガンほか2011）。
・排水口（水口）を対象として、各地域の特徴を把握する研究（ソン・ヨンジョン2017）。

【日韓の古代山城を対象とした研究－特に水門構造を対象に－】
・排水口（水門）を対象として、設置された高さを基準に分類。各分類の分布にも言及（亀田1995）。

（2）問題の所在

・「水門構造」に関する研究は多いとは言えない状況である。
⇒日本の古代山城に加え、近年調査が進んでいる韓国の山城も対象として、水門構造からみた鞠智城の特徴について検討を行う。

2．対象資料と方法

（1）対象資料（第 2 図）

… 日本　計 16 箇所
　　韓国　計 10 箇所
　　合計　　26 箇所

（排水口の数）

… 日本　計 42 箇所
　　韓国　計 21 箇所
　　合計　　63 箇所

（2） 鞠智城における水門構造～池ノ尾門跡～（第 3 図）

・通水溝は、南東から北西にかけて石塁に直交した暗渠状の通水路。
・取水口は、谷の中央部付近に設置。
　後世の改変により、排水口は未検出。
・全長は、約 16 メートルの規模と推測。
・取水口手前の部分には、導水溝も検出。
・導水溝付近に池状落ち込み遺構も確認。

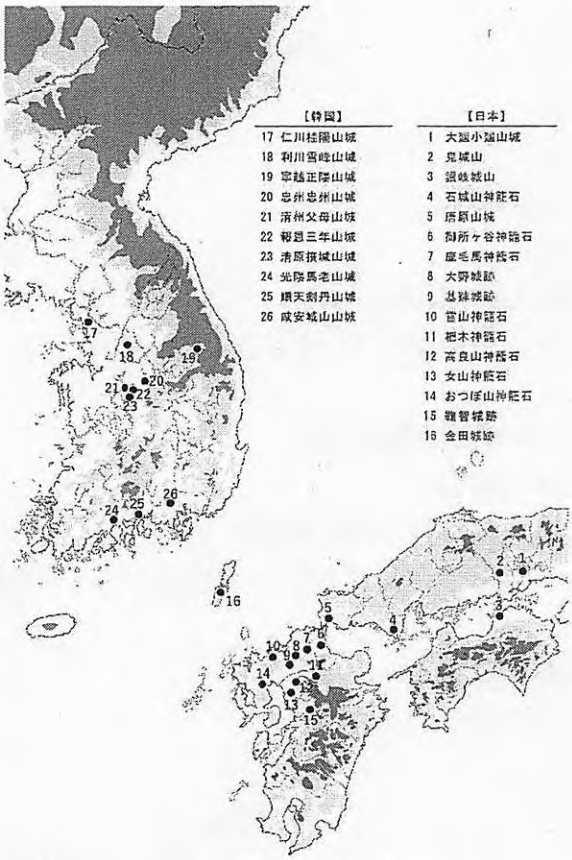

第 2 図　対象遺跡分布図

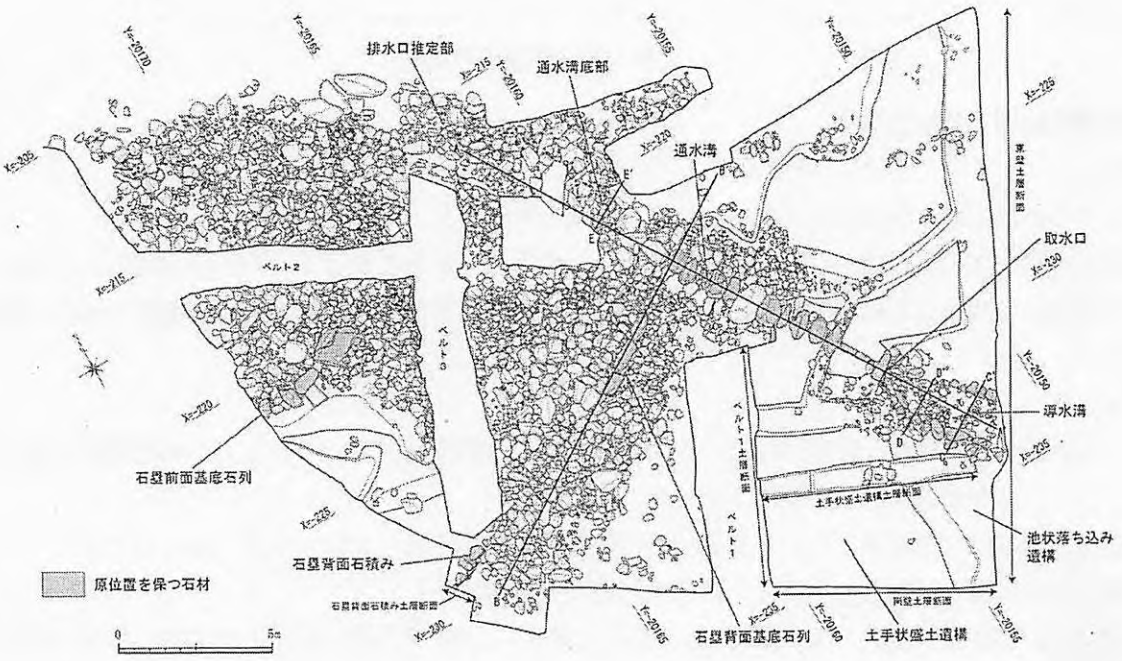

第 3 図　池ノ尾門調査区平面図（1／250）（熊本県教育委員会 2012 より転載）

（3）方法

日韓の古代山城における水門構造を対象として、排水口の高さの位置や排水口の規模・形状、水門構造の立地などの各属性を取り上げ、比較も行い、鞠智城の特徴について検討を行う。

3．分析とその結果

（1）排水口の高さについて（第4図）

A類　：　石垣の最下部にあるもの
　　（地面や地山に直接、あるいは数段の石垣に構築）
B類　：　石垣下部～中部（地面より1～2メートルほどに構築）
C類　：　石垣上部～最上部

⇒　日本　：　A類が大部分を占める。
　　韓国　：　B類が多い。
　　鞠智城池ノ尾門跡　：　A類に該当

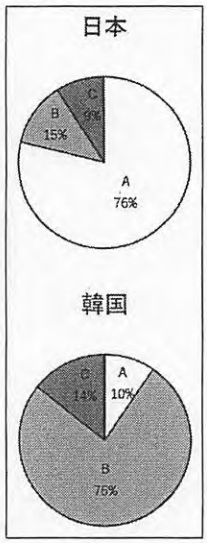

第4図　排水口高さによる各分類の比率

（2）排水口の規模と形状について

【排水口の規模】（第5図）

日本　：　様々なバリエーションあり。
韓国　：　おおきく2つに分けられる可能性あり。
　　（約40cm以下と約60cm以上）
鞠智城池ノ門跡　：　排水口、未検出。
→　取水口内部の規模から排水口の規模を想定すると、
　　大廻小廻山城・一ノ城戸の排水口に近い可能性あり。

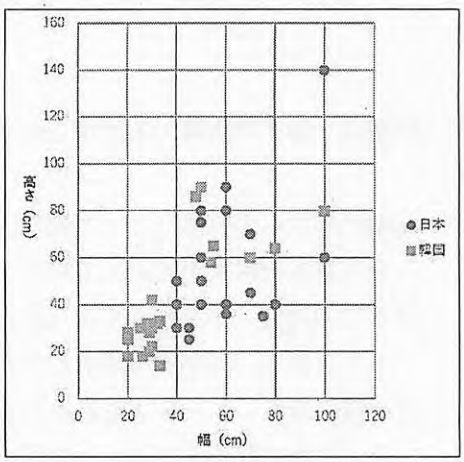

第5図　排水口の規模

【排水口の形状】

日本　：　正方形、長方形
韓国　：　正方形、長方形、台形、五角形
鞠智城池ノ尾門跡　：　正方形か？

（3）水門構造の立地と機能について

①A類とその立地

谷部に設置されることが多い。
→　城内に溜まる水を城外に排水することを目的としていると考えられる。

②B類とその立地

谷部に設置されるものと、排水口の背部が貯水遺構のもの（第6図）がある。

③C類とその立地

城内に溜まる水を城外へ排出する。

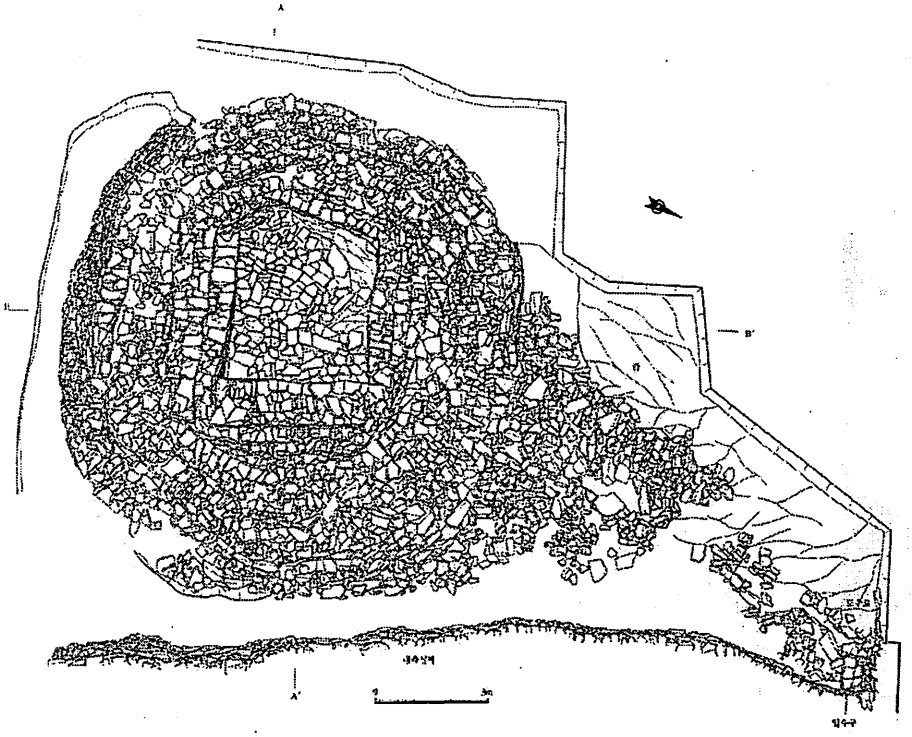

第 6 図　貯水遺構（1/200）：忠州山城（忠北大学校博物館 2005 より一部改変・転載）

4．鞠智城・池ノ門尾跡の水門構造の特徴

・立地と排水口の位置　：　谷部に立地、排水口は最下部に位置
　→　日本では大半を占めている。
・排水口の規模　：　約 70cm（取水口から推測）
　→　日韓で、やや大型のものであったといえる。
・排水口の形状　：　正方形に近いものであったものと考えられる。
　→　日韓で類例が多く、一般的なもの。
・特徴的な構造　：　「池状落ち込み遺構」
　→　唐原山城や鹿毛馬神籠石などでも確認されている。

5．おわりに

・把握できた共通点や差異は、各山城において、水を利用、もしくは処理するために、各々の地形や集水などの状況を考慮しながら、当時の人々が工夫して望んだものである。
・今後の課題
　…　資料のさらなる蓄積、時間的変遷による水門構造の変化、より詳細な構造の検討など

日韓古代山城の水門構造からみた鞠智城

主税　英徳

古代山城を考古学的側面から考えるにあたって、重要な要素の一つは「水」であると考える。水は、古代山城を運営・維持するにあたっては、不可欠であったものと想像できるためである。このような視点に立ち、本稿では、古代山城を運営・維持していくにあたり、水に対してどのような対処を行っていたかを探るために、「水門構造」に着目する。

水門構造に関する研究は、日韓において見られるものの、古代山城における遺構についての研究のなかでは、決して多いとは言えない状況である。よって、このような状況もふまえ、本稿では、日本の古代山城に加え、近年調査が進んでいる韓国の山城も対象として、水門構造からみた鞠智城の特徴について検討を行う。鞠智城では、これまでの調査により、池ノ尾門跡で水門構造が発見されている。

日韓の山城を対象として、排水口の高さ、規模と形状、水門構造の立地と機能などの比較・検討を試みた。その上で、鞠智城・池ノ尾門跡の特徴を整理すると、以下のことがわかった。

鞠智城の水門構造は谷部に立地しており、設けられた排水口は、最下部に位置していたものと考えられ、このような構造は、日本の古代山城ではよくみられるものである。排水口の規模について、鞠智城では未検出であり、明確なことはわからないが、取水口の大きさが約 70 センチメートル四方であり、それが排水口まで続いていたと想定すると、日韓山城においては、やや大型のものであったといえる。排水口の形状は、取水口の形状や通水溝の残存状況などから察すると、正方形に近いものであったものと考えられ、この場合も、日韓古代山城において、類例が多く、一般的なものであったといえよう。

一方、鞠智城の水門構造の特徴的な構造の一つとして、導水溝付近のいわゆる「池状落ち込み遺構」を挙げることができる。このような構造は、唐原山城や鹿毛馬神籠石などでしか確認されていないものである。

日本古代の兵庫と鞠智城

東京大学大学院　林奈緒子

はじめに～鞠智城と兵庫～

鞠智城に関する文献史料

【史料１】『続日本紀』文武二年（698）五月甲申（25日）条

甲申、令＝大宰府繕＿治大野・基肄・鞠智三城＿。

【史料２】『日本文徳天皇実録』天安二年（858）閏二月丙辰（24日）条

丙辰、肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。

【史料３】『同上』同年同月丁巳（25日）条

丁巳、又鳴。

【史料４】『同上』同年六月己酉（20日）条

己酉、…大宰府言、去五月一日、大風暴雨、官舎悉破、青苗朽失。九国二嶋盡被＿損傷＿。又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動倉十一宇火。…

【史料５】『日本三代実録』元慶三年（879）三月十六日条

十六日丙午、豊前国八幡大菩薩宮前殿東一神功皇后御前琚、無レ故破裂、成＝九十片＿。破裂之時其鳴如＝雹細声＿。又肥後国菊池郡城院兵庫戸自鳴。

⇒史料２～５は全て兵庫に関連したもの

しかし日本古代における兵庫の研究は、山城だけでなく全体的にもあまりなされていない

⇒日本古代における兵庫の位置づけを考えることが、鞠智城の意義を考えるうえでも重要なのではないか

１．制度面における中央と地方の兵庫

（１）令制における兵庫

①中央の兵庫…左右兵庫・内兵庫という官司がそれぞれの管轄する兵庫の中に収納されている儀仗や兵器を曝涼・出納

兵庫は左右衛士府から派遣された衛士が守衛

兵庫内の使用に耐えなくなった儀仗・兵器は兵部省に送られ任意に公用へ　など

⇒明確な所管関係にないものの、兵部省―左右・内兵庫という官司によって儀仗・兵器が管理され、兵庫の守衛は地方から上番し左右衛士府に配属された衛士が担当

②地方の兵庫…軍団に属する兵庫と国・郡に属する兵庫

軍団では兵士が自備した兵器を種類ごとに兵庫に収納し、上番している兵士のうち二人が兵庫を守衛

軍団の兵器の管理者として、軍団の大毅・少毅が規定され、軍団を含む国郡全体の兵器・儀仗は国司・郡司（の長官）が把握し兵部省に申上

⇒中央と地方の全ての兵庫とそこに収納された兵器は兵部省が把握

その直接的な管理者は、中央においては左右・内兵庫、地方においては国司・郡司・軍毅

（２）日唐における兵庫

【史料６】唐衛禁律24越州鎮戍等垣城条

諸越＝州鎮戍城及武庫垣＿、徒一年。県城、杖九十。〈皆謂有＝門禁＿者。〉越＝官府廨垣及坊市垣籬＿者、杖七十。侵壊者、亦如之。〈従＝溝瀆内＿出入者、与＝越罪＿同。越而未レ過、減＝一等＿。余条未レ過準レ此。〉即州鎮関戍城及武庫等門、応レ閉忘誤不レ下レ鍵、若応レ開毀＝管鍵＿而開者、各杖八十。錯下レ鍵、及不レ由レ鑰而開者、杖六十。余門、各減＝二等＿。若

擅開閉者、各加＿越罪二等＿。即城主無レ故開閉者、与＝越罪＿同。未レ得＝開閉＿者、各減＝已開閉一等＿。〈余条未レ得＝開閉＿準レ此。〉

【史料７】養老衛禁律 24 越垣及城条

凡越二兵庫垣、及筑紫城一、徒一年。〈陸奥越後出羽等柵亦同。〉曹司垣杖一百。〈大宰府垣亦同。〉国垣杖九十。郡垣杖七十。坊市垣笞五十。〈皆謂、有二門禁一者。若従二溝瀆内一入出者、与二越罪一同。越而未レ過、減二一等一。余条未レ過准レ此。〉即兵庫及城柵等門、応レ閉忘誤不レ下レ鍵、若毀二管鍵一而開者、各杖六十。錯下レ鍵、及不レ由レ鑰而開者、笞四十。余門、各減二二等一。若擅開閉者、各加二越罪一等一。即城主無レ故開閉者、与二越罪一同。

垣を越えることや門の開閉に関する記載の順序

唐：①州・鎮・戍の城、②武庫　⇔　日本：①（左右・内）兵庫、②城（柵）

⇒重要性の違いではないか？

八世紀の段階で、日本では古代山城が一部を除きほぼ廃絶

唐では州や辺境を守備する城そのものが重要　⇔　「見せる山城」としての日本の山城の役割［向井 2017］

２．実態面における中央と地方の兵庫

（１）成立

①中央の兵庫…壬申の乱において、大友皇子側が利用しようとした「小墾田兵庫」が史料上の初見

【史料８】『日本書紀』天武元年（673）六月己丑（29 日）条

…爰留守司高坂王、及興レ兵使者穂積臣百足等、拠二飛鳥寺西槻下一為レ営。唯百足居二小墾田兵庫一、運二兵於近江一。時営中軍衆、聞二熊叫声一、悉散走。仍大伴連吹負、率二数十騎一劇来。則熊毛及諸直等、共与連和。軍士亦従。乃挙二高市皇子之命一、喚二穂積臣百足於小墾田兵庫一。爰百足乗レ馬緩来。逮二于飛鳥寺西槻下一、有レ人曰、下レ馬也。時百足下レ馬遅之。便取二其襟一以引堕、射中二一箭一。因抜レ刀斬而殺之。…

⇒推古朝の小墾田宮の時期には兵庫は成立していたか

天武朝では副都である難波宮にも兵庫が設置される

②地方の兵庫…東国において、国造軍の兵器を収納するクラとして成立［石母田 1971］

天武朝の国境確定事業にともない、郡家（評家）に指揮具が収公される［吉永 2007］

→「四方国」すなわち全国に兵庫設置

天武・持統朝の浄御原令と軍団　→　国造軍の兵庫（郡・評兵庫）設置完了と前後して軍団の兵庫も設置されたか

【史料９】『日本書紀』大化元年（645）八月庚子（5 日）条

八月丙申朔庚子、拝二東国等国司一。仍詔二国司等一曰、…又於二閑曠之所一、起二造兵庫一、収二聚国郡刀・甲・弓・矢一、辺国近与二蝦夷一接レ境処者、可下盛数二集其兵一、而猶仮中授本主上。…

【史料１０】『日本書紀』天武一四年（686）十一月丙午（4 日）条

丙午、詔二四方国一曰、大角・小角、鼓・吹・幡旗、及弩・抛之類、不レ応レ存二私家一。咸収二于郡家一。

（２）使途

①中央の兵庫…節会などの儀式で使用する儀仗と実戦用の兵器を収納

儀仗は延喜式にも規定されるように使う機会が多かったが、兵器が使用された例は史料上みられず

兵庫が現れる記事には、遷都や行幸に際して天皇と共に移動するものが多く、象徴的な意味

【史料１１】『続日本紀』天平十六年（744）二月甲寅（20 日）条

甲寅、運二恭仁宮高御座并大楯於難波宮一、又遣下使取二水路一運中漕兵庫器仗上。

②地方の兵庫…軍団の兵器は、征討で使用

郡兵庫の兵器は、軍行だけでなく郡司を主体とした田猟、罪人追捕行動で使用［松本一九八六］

【史料１２】『続日本紀』天平宝字三年（759）九月庚寅（27 日）条

庚寅、遷二坂東八国、并越前・能登・越後等四国浮浪人二千人一、以為二雄勝柵戸一。及割二留相模・上総・下総・常陸・上野・武蔵・下野等七国所レ送軍士器仗一、以貯二雄勝・桃生二城一。

【史料１３】『続日本紀』天平十二年（740）九月戊申（24 日）条

戊申、大将軍東人等言、殺_獲賊徒豊前国京都郡鎮長大宰史生従八位上小長谷常人・企救郡板櫃鎮小長凡河内田道_。

但

大長三田塩籠者、着_箭二隻_、逃_竄野裏_。生_虜登美・板櫃・京都三処営兵一千七百六十七人_。器仗十七事。…又間諜申云、広嗣、於_遠珂郡家_造_軍営_、儲_兵弩_。而挙_烽火_、徴_発国内兵_矣。

（3）管理

①中央の兵庫…左右・内兵庫と兵部省　→　大同三年（808）内兵庫が左右兵庫に併合　→　寛平八年（896）左右兵庫寮

→　昌泰元年（898）兵部省の管隷に

組織の改編は行われているが、管理主体として大きな変更はない

②地方の兵庫…国司・郡司・軍毅が管理主体

軍団の兵庫だけでなく、国府の兵庫も兵士が守衛

【史料１４】『続日本紀』天平十一年（739）六月癸未（24日）条

癸未、縁レ停_兵士_、国府兵庫、点_白丁_、作レ番令レ守之。

小結

兵庫は唐律にも規定され律令国家として不可欠のものだったが、律令を継受する以前から各宮などに存在

しかし中央集権国家となるためには、皇子や有力貴族が兵庫を所有している状態＝権力の散在は解消する必要

大化年間や天武朝の軍事的な諸政策は、兵庫によって地方の兵器を把握・管理し、さらに中央のために使える軍事力として編成するもの

⇒古代日本における兵庫とは、地方の勢力を削ぎ、中央の権力を増強させる過程で必須のものであり、かつ律令施行後も地方へ中央の軍事力を及ぼすために必要な施設

3．大宰府と管内諸国の兵庫

（1）大宰府の兵庫

使途…筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後・日向で製造された年料器仗の様（見本）を収納（天平宝字五年（761）以降）

大宰府で製造された兵器も収納したか［小嶋 2011］

→延暦十八年（799）以降、不動の倉庫（朝使がなければ開けられない）となる

元日威儀に用いる儀仗を収納（延暦十八年以降兵器とは別の倉庫に収納）

管理…筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後から軍毅・選士・兵士が上番［松川 2012］→兵庫を守衛したか

【史料１５】『続日本紀』天平宝字五年七月甲申（2日）条

甲申、西海道巡察使武部少輔従五位下紀朝臣牛養等言、戎器之設、諸国所レ同。今西海諸国、不レ造_年料器仗_。既曰_辺要_。当レ備_不虞_。於レ是、仰_筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後・日向等国_、造_備甲・刀・弓・箭_、各有レ数。毎年送_其様於大宰府_。

（2）管内諸国の兵庫

使途…軍団の兵庫には、兵士が自備した兵器（実際には郡家附属の工房などで製造されたものを兵士が估価で購入したものか［松本 1986］）を収納（天平宝字五年以降）

管理…国内の兵士が守衛

異変があれば大宰府に報告され、大宰府から中央へ言上（大宰府に置かれた陰陽師が亀卜を行ったか）

【史料１７】『日本三代実録』貞観十二年（870）六月十三日条

十三日甲午、先レ是、大宰府言、肥前国杵嶋郡兵庫震動。鼓鳴二声。決_之蓍亀_、可レ警_隣兵_。是日、　勅令_筑前・肥前・壱岐・対馬等国島、戒_慎不虞_。又言、所レ禁新羅人潤清等卅人。其中七人逃竄。

①中央と地方、大宰府と管内諸国の相似関係

・地方から中央へ様の器仗の運送　∞　管内諸国から大宰府へ様の器仗の運送

・中央の兵庫は地方から上京した兵士が守衛　∞　大宰府の兵庫は筑前など管内六ヶ国から上番した選士・兵士が守衛
・中央は地方で起きた兵庫の異変を陰陽寮で卜占　∞　大宰府の陰陽師は管内諸国の兵庫で起きた異変を卜占

②中央と地方、大宰府と管内諸国の相違点
・大宰府の兵庫は延暦十八年以降不動扱い
・大宰府は管轄内に九世紀まで存続する古代山城の兵庫を含む

4．鞠智城と兵庫

明確に兵庫の存在が知られる古代山城は非常に少ない（鞠智城と大野城のみ）

鬼ノ城（岡山県）はその存在が想像はされるものの、山城そのものが文献史料に登場しない

⇒史料上に兵庫が明確に記述され、発掘調査からも兵庫の可能性のある遺構が見つかっている鞠智城は貴重な存在

①鞠智城の兵庫の成立

大宰府管内諸国では天平宝字五年まで年料器仗の製造は認められず

大野城で八世紀以降段階的に形成された倉庫群は、内政的に稲穀を収納したものである可能性［赤司 2014］

→築城当初には兵庫が設置されていなかった可能性

鞠智城で唯一出土している兵器は、64 号礎石建物跡から出土した鉄鏃

この建物は周囲に溝が造られ、養老倉庫令 1 倉於高燥処置条に「側開_池渠_」と合致

64 号礎石建物は鞠智城の再開期（八世紀末～九世紀前期）に確認

⇒鞠智城の兵庫は、管内諸国で年料器仗の製造が可能になった時期に新たに建てられた？

※天平宝字八年（764）正月、佐伯今毛人が大宰府の営城監に、天平神護元年（765）には築怡土城専知官に

②鞠智城の兵庫の制度・機能

管理者…郡司・国司・大宰府（中心は国司か）

機能…兵庫が設置されたと考えられる八世紀後半は新羅との関係が悪化した時期

→玄界灘沿岸部に怡土城を造営し防衛の重点に［板楠 2012］

⇒軍事的緊張に対応して製造された兵器を貯蓄し、防衛拠点に提供するためのもの

③鞠智城の兵庫が存続した理由

鞠智城の兵庫の史料は、全て怪異記事

兵庫の怪異記事の初見は宝亀十一年（780）であり、その次の天応元年（781）の事例では、天皇の不予という状況もあり、政府は官人を派遣して固関を行っている

→兵庫は古代の政府にとり、天皇の身体や内憂外患を占う重要な装置という認識がなされるようになった？

⇒鞠智城の兵庫は、当初は現実に迫る軍事的な要請から造られたが、その危機が去った後は、新たに兵庫に付された象徴的な意味のために廃絶されることなく存続したのではないか

鞠智城の兵庫の鳴動は政府の新羅海賊に対する認識と関連するとの指摘［野木 2017］

〈主要参考文献〉

赤司善彦　「古代山城の倉庫群の形成について―大野城を中心に―」『東アジア古文化論攷』2、中国書店、2014 年
石母田正　『日本の古代国家』、岩波書店、1971 年
板楠和子　「『肥後国』と『鞠智城』」『鞠智城跡Ⅱ』、熊本県文化財調査報告 276、2012 年
小嶋篤　「大宰府の兵器―大宰府史跡蔵司地区出土の被熱遺物―」『九州歴史資料館研究論集』36、2011 年
野木雄大　「十世紀における国家軍制と鞠智城」『鞠智城と古代社会』5、2017 年
松川博一　「大宰府軍制の特質と展開―大宰府常備軍を中心に―」『九州歴史資料館研究論集』37、2012 年

松本政春　「郡司の軍事指導とその基盤」『律令兵制史の研究』、清文堂出版、2002年、初出1986年
向井一雄　『よみがえる古代山城　国際戦争と防衛ライン』、吉川弘文館、2017年
吉永匡史　「律令軍団制の成立と構造」『律令国家の軍事構造』、同成社、2016年、初出2007年

日本古代の兵庫と鞠智城

林　奈緒子

本論文では、鞠智城が兵庫と深く結びついて文献資料上に現れるものの、山城だけでなく、日本古代史における兵庫の意味があまり深く研究されていないことを問題意識とし、古代における兵庫の検討から、鞠智城の意義を探ることを試みた。

兵庫は唐律にも「武庫」として規定され、律令国家にとって不可欠の施設だったが、「小墾田兵庫」のように、律令を継受する以前から各宮などに存在する施設でもあった。しかし中央集権国家となるためには、皇子や有力貴族が各自兵庫を所有している状態、すなわち権力が散在している状態は解消する必要があり、したがって大化年間や天武朝の軍事的諸政策では、兵庫によって地方の兵器を把握・管理し、さらに中央のために使用できる軍事力として編成することが目指された。すなわち、古代日本における兵庫とは、地方の勢力を削ぎ、中央の権力を増強させる過程で必須の施設であり、かつ律令施行後も地方へ中央の軍事力を及ぼすために必要な施設であったのである。

このような中央と地方の兵庫の関係は、大宰府と管内諸国の兵庫とよく似ており、器仗の運送や上京・上番した兵士等による守衛など、相似関係が指摘できる。しかしそうした中で特異点として注目されるのが、大宰府の管轄内に古代山城の兵庫が含まれていた点である。そもそも律令施行後、中央と地方の兵庫では、前者が儀式で用いる儀仗を使用する役割を主としたのに対し、後者では征討などで用いる兵器が主として使われ、その差違が明確になってきた。また中央の兵庫は行幸や遷都に伴い天皇と共に移動することから、象徴的な意味を強め、それは地方の兵庫に対する中央の認識にも波及するようになった。地方の兵庫で起きた異変を中央の陰陽寮で卜占し、その意味を見出そうとする動きである。鞠智城の兵庫が登場する文献資料は全て怪異記事であり、当該時期には兵庫は古代の政府にとって、天皇の身体や内憂外患を占う重要な装置という認識がされるようになっていたと思われる。つまり、鞠智城の兵庫は、当初は白村江の敗戦という現実に迫る軍事的な要請から造られたが、その危機が去った後は、新たに兵庫に付されるようになった象徴的な意味のために廃絶することなく存続したのではないだろうか。

この電子書籍は、第 7 回鞠智城跡「特別研究」成果報告会 発表レジュメ集 7 を底本として作成しました。閲覧を目的としていますので、精確な図版などが必要な場合には底本から引用してください。

底本は、古代山城がある市町村教育委員会、熊本県内の市町村教育委員会と図書館、都道府県の教育委員会、考古学を教える大学、国立国会図書館などにあります。所蔵状況や利用方法は、直接、各施設にお問い合わせください。

書名：第 7 回鞠智城跡「特別研究」成果報告会 発表レジュメ集 7
発行：熊本県教育委員会
〒862-8609　熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号
電話： 096-383-1111
URL：http://www.pref.kumamoto.jp/
電子書籍制作日：西暦 2022 年 7 月 1 日